

第3回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和元年9月13日（金）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立しております。

これより本日の会議を開きます。

細井町長から提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日は健康福祉課、税務課、さわうち病院、農業委員会、農業振興課の審査を行います。

健康福祉課の審査は、認定第1号 平成30年度西和賀町一般会計歳入歳出決算のほか、認定第2号 平成30年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 平成30年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成30年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の3特別会計となりますが、認定第2号と認定第4号については国民健康保険税と介護保険料の審査もございますので、税務課の職員も出席します。

また、さわうち病院の審査は、認定第8号 平成30年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の審査となります。

なお、それ以外の課は認定第1号 平成30年度西和賀町一般会計歳入歳出決算のみが審査の対象となります。

それでは、健康福祉課の審査を行います。

最初に、健康福祉課が所管する一般会計、2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。私は健康福祉課長、深澤と申します。よろしくお願いま

す。

説明員として、私の隣から佐藤課長代理、そして廣田保健師長兼健康づくり推進監、そして深澤課長代理の4人で対応しますので、よろしくお願います。

平成30年度は、前年度に当課が策定した第3期地域福祉計画、第3期障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画、第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の初年度として、また第2次西和賀町総合計画基本構想前期基本計画の初年度として、いきいきと健幸に暮らすまちを目指し、事業を展開してきたところであります。

高齢化率の高い本町においては、医療や介護需要が伸びてきていることから、高齢になっても自立して暮らすことができる健康寿命の延伸を目指し、町民の社会参加と人材育成を踏まえながら、運動、栄養、社会参加を合い言葉に、生活習慣病予防や介護予防の事業推進が求められております。

それでは、健康福祉課部分を抜粋した決算書をごらんください。2ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費においては、福祉対策基金に2,008万1,000円を積み増ししまして、基金の総額を3億2,225万1,000円としたものです。

その他の基金の残高については、決算書310ページをごらんください。25基金のうち8基金を所管しております。健康福祉課が所管する年度末残高について申し上げますと、福祉対策基金3億2,225万1,000円、医師養成対策基金4,886万5,000円、医療従事者養成対策基金850万円、福祉医療資金貸付基金800万円、国民健康保険事

業財政調整基金 3億1,354万8,000円、国民健康保険高額療養資金貸付基金500万円、介護保険事業介護給付費準備基金579万7,000円、介護保険高額介護サービス資金貸付基金200万円となっています。

3款民生費においては、社会福祉総務費、高齢者福祉費、障害者福祉費、児童福祉費、生活保護費、4款衛生費においては保健衛生総務費、予防費、健康づくり推進費から成りますが、30年度、新たに支払いが発生した主なものについて説明いたします。

健康福祉課部分を抜粋した決算書をごらんください。4ページ、高齢者福祉費、18節、福祉バスの購入費に51万8,400円を支出しております。これは、福祉バスのリース契約期間の満了をもってリースから購入に切りかえ、町の所管としたものです。

6ページ、障害者福祉費、14節、障害者台帳・障害福祉サービス管理システム賃貸借料として116万6,400円を支出しております。これは、平成25年4月1日より障害者総合支援法が施行されたことに伴い導入した障害者台帳、障害福祉サービス管理システムのシステムライセンスの契約期間が終了することから、新たに賃貸借契約を締結したものです。

10ページ、19節、みちのく・みどり学園施設整備費補助金に80万円を支出しております。

4款衛生費においては、12ページ、保健衛生総務費、20節、妊婦健康診査費用助成金3万4,970円を支出しております。通常は受診医療機関との契約により、受領委任による医療機関からの請求により支出していますが、契約を締結していただけない医療機関が出たことから、受診者への償還払いとするため扶助費から支出したものです。

保健センター費、14ページ、8節、(仮称)保健センター建設アドバイザー謝金9万7,180円を支出しております。

健康づくり推進費、8節、健康づくり推進協

議会委員謝金11万5,340円、講師謝礼13万956円、健幸ポイント達成記念品1万1,000円を支出しております。

16ページ、健康づくり推進費、13節、ご当地体操DVD・CD作成業務委託料として3万4,668円を支出し、健康づくり事業に活用しながら体操の普及に努めております。

決算附属資料では、64ページから76ページにかけてと162ページから174ページにかけて記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私から1点確認の意味を込めて、ちょっと質問させていただきたいと思います。

附属資料の170ページの保健センター費、保健センター(仮称)建設工事ということで、地域包括ケアの推進を目的としたさらなる連携体制の構築を図るために、保健センターの建設に向けた内部協議を行ったということであります。決算書は14ページのところでありますが、この内部協議は保健センターを建設するというこの前提の内部協議なのか、保健センターを建設したほうがいいのか悪いのかということからの内部協議なのか、まずその点からお聞きをしたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 まず、保健センターを新設するという考え方からの協議であります。

委員長 淀川豊君。

10番 これも決算審査でありますので、ちょっと余りこの件についての議論はなじまないかなというふうに思いますが、最低限お聞きをしておきたいというふうに思いますが、さらなる地域包括ケアの推進をするというのには何の異論もありませんし、またその拠点が必要だという

考え方も否定をするつもりもありません。それはそのとおりで、そういうところがあればいいに決まっているなどというふうに私は思っておりますが、現在の地域包括ケアの連携体制の状況の中で、保健センターが建設をされることによってどれほどバージョンアップされるかと、強化されるのか、どの辺の連携体制の構築を保健センターを建設して目指しているのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 まず最初に、保健センター構想につきましては総合計画のほうにのっているというものをまずお伝えしておきたいと思っておりますし、今さわうち病院の中に地域包括支援センターの分室がありますけれども、そして本所が沢内庁舎の中にあります。そういうことで、今分かれてやっているということもありますし、そういうようなことで1カ所に集まることで、今までは定期的に会議をやっているのですが、出かけて。それが1カ所でできるということもありますし、あとは保健サイドだけではなくて、将来児童福祉、包括支援センターですか、そういうようなこととかも一元的にやらなければならないというようなこともありますので、今健康福祉課だけでやっていることだけではなくて、そういうようなところも含めて今度考えていかなければならないということから、やはりある程度のまとまったといいますか、そういうようなことが一元化できるようなスペースといいますか、そういうような施設がやっぱり必要になってくるのではないかとというふうに考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 課長の答弁のとおり、おっしゃっているところは十分理解ができます。そういう拠点があればいいと。もちろんそれを理解するところでありますが、それが新しい保健センターの建設ということはどうかなというところは個人的には思っておりますが、余りその点の議論は決

算審査になじまないというふうに思いますので、今後の進め方ということで1つお聞きしたいのですが、この保健センターの建設については今後議会には説明があるのか、一発で予算上程になるのか、その辺の進め方についてお伺いしたいと思います。

委員長 副町長。

副町長 私のほうから若干補足させていただきます。

今課長が答弁しましたけれども、第2次西和賀町総合計画の中に保健センター建設事業ということで計画の中に入れておきまして、その事業の概要が新病院に近接した健康増進センターを設置し、健康福祉課、包括支援センターを配置するほか、各種健診、予防、教育から介護までを含めた保健、医療、福祉、介護の拠点とし、地域包括ケアシステムの構築を目指すということで、これ事業概要なのですけれども、そういった事業概要で第2次総合計画の中に保健センター建設事業ということで入れております。

それで、その目的は旧湯田町と旧沢内村、合併して、川尻の保健センターと太田高齢者コミュニティセンターを中心に行われてきている保健事業、そういった拠点を病院に隣接したあの場所に建設したいということで、現段階で計画に位置づけておきまして、それに基づいて昨年度はそういった検討チームを立ち上げて、健康福祉課長をリーダーとして企画課、それからさわうち病院、教育委員会の学務課、それから総務課長も入って、さまざまあるべき内容をどうしたらいいのかなというのを何度か検討しております。

それで、アドバイザーを東北工業大学の先生にお願いして、どういった施設にしたらいいのかなというのを今現在検討中でして、現段階では保健センターとして必要な機能は何かということは、そこは皆さんこの検討会の中で一致はしているのですけれども、最低限必要な保健センターの機能のほかに、さっき課長も話した教育、

将来課題となるような、そういった機能をどこまでセンターの中に入れ込んだらいいのかという話を今進めているというような段階で、30年度はそういった検討をして、今年度またそれに基づいて、施設の内容というか、どういう施設の機能にしたらいいのかというのを引き続き検討しているというのが今の状況です。

委員長 淀川豊君。

10番 副町長からご説明がありましたが、もう第2次総合計画にのっているというのは私も承知しております。これまでも総合計画にのっている事業が全て実施をしているというわけではありませんので、総合計画にのっているからという、それもわかります。理解できますけれども、その辺は十分に今の財政状況を考えて、また人口減少も考えていかなければならないということでもありますので、やりたい趣旨はわかりますが、それがやはり箱物の建設にすぐイコールということではないというふうな、私は個人的な思いであります。今後このことは決算審査では時間も足りませんので、大いに議会としても議論しながら、本当に将来に向けてそういう建設の方向でいいのかということはやっぱり十分に議論していかなければならないというふうに思いますので、ぜひおおむねその方向性等が、内部協議等終了した時点でもよろしいので、議会のほうに説明をいただいて、進めていただければなというふうに思います。答弁はいいです。

委員長 刈田敏君。

1番 おはようございます。今回の決算委員会、将来に向けて非常に、いつもですけれども、大事なことと思っております。

附属資料の66ページ、老人配食サービス事業について1点お伺いします。これについては、事業目的として疾病や高齢のために調理ができない高齢者世帯の老人を対象ということでもあります。現時点におきましてこの目的に沿っているのか、その辺をお伺いいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 佐藤課長代理に答弁させます。

委員長 佐藤課長代理。

健康福祉課長代理 調理や買い物が困難になった高齢者の方が対象となりますけれども、現在利用者は光寿会で29人、潤沢会で20の方が利用しております。ただ、いつも利用者の人数の増減がかなりあります。施設入所、入院、また死亡、それから調理をする方が入院するために入院期間中だけ利用するというケースも最近ふえてきましたので、変動があります。大体昨年度は20人利用者が減少しましたがけれども、今年度は4月から7月の間に11人がまた新規で利用されています。確かに安定した栄養のあるものを食べるということは大事なことです。

そして、さらに見守りです。配食サービスの方が届けたことで前のお弁当を交換してきますけれども、その上で安否確認もできるということで、とてもこのサービスは続けていきたい事業と思っております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 きちっと目的に沿って、それ以上の見守り等もあるということでもあります。そういう事業目的に対しては今後も進めたいと思いますけれども、逆に余りにも過保護という言葉はないと思いますけれども、その辺の状況もきちっと把握された中で進めていただければと思います。

では、次にいきますけれども、64ページの老人医療費給付事業についてお伺いいたします。いずれ財政難になるということは、予算的には本当に厳しい、町民がそろってそういうリスクを背負っていかなければいけないこともあると思いますけれども、これについても事業目的に沿っているのかということと、これに老人に対してという文言がありますけれども、65歳という年齢についてどういう判断をしているのか、また今後どういう形で検討されていくのか、その

辺をお伺いいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 老人医療費助成制度といいますか、これについて若干合併前からの経緯をお話ししますと、これは旧沢内村がやっていた事業でして、60歳以上の高齢者を対象にしたということで、合併を機にそれをどうするかということで、合併協議の中で話し合われまして、老人医療費助成制度は西和賀町でも継続するという事になって、そのときに、ではどういう形でやるかというときに、町内の医療機関を対象というのは変わりありませんし、あとは年齢をこれまでの沢内時代の60歳以上の方を65歳以上にするという事、そしてあとは一部自己負担ですか、それを導入するという事で、外来については1,500円、入院については5,000円という事を決めて、西和賀町としてスタートしました。そのときに3年後に見直しといいますか、また検証というか、見ましようというようなことで、平成20年に検討ですか、会議を開いております。そのときには、特に現行のままでいいということで、そして今日に至っているということになっております。

平成20年からもう10年以上もたっております、この高齢者医療の助成のあり方について、これまでの間、いろんな医療環境の大きな変化ですとか、あとは町の財政状況の変化とか、そういうようなことがありまして、町では今後の高齢者医療の助成のあり方についてどうしたらいいかということ、この間健康づくり推進協議会ができましたけれども、そちらのほうに今後のあり方について検討していただきたいということでお願いしました。健康づくり推進協議会ではそのことについて専門部会を設置して、今その内容について協議をいただいているという状況であります。

委員長 刈田敏君。

1番 このことについて、町長としてはやはりどういう考えを持っているのか、今の検討して

いるところに任せていくのかと、その辺をお伺いしたいと思います。

委員長 町長。

町長 これまでの経緯については、ただいま担当課長のほうから説明があったとおりでございます。制度そのものを確立したときと経過が変わっておりまして、医療環境、それから財政状況等に対応した新しい仕組みの検討を進めていかなければならないというふうに考えているところでございますので、その専門委員会等の内容を非常に吟味した上で、それを進めていかなければならないというふうに考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも合わせて3点ほど聞きたいと思っております。

今も同僚の委員から質問あったのですけれども、老人配食サービス、これ予算がかなり減っていました。その内訳については多分答弁あったとおりのだろうと思っておりますけれども、同じような障害者配食サービスは前年度で終了ということ、ニーズがないということが一番かもしれないのですけれども、これにかわるサービスというか、今後こういう方々はふえていかないのか、そういう方々に対するケアはどのようになっていくかというのが1点と。

あとは、医療従事者養成事業がありますけれども、現在4名の方が利用しているということです。この方々の減免の条件といいますか、その点についてお聞かせ願いたいです。

さっき説明ありましたみちのくみどり学園の施設への補助80万、西和賀町はこのみちのくみどり学園とのつながりは非常に深いもので、みちのくみどり学園がかなり老朽化した施設であるということは承知しているのですけれども、この金額算定に至る経緯といいますか、どのような経緯でこの金額が出てきたのかをお知らせ願いたいと思っております。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 最初の障害者の配食につきまして

は、ワークステーション利用者の方がグループホームに入ったためにこのサービスを使わなくなったということで、障害者で必要な方が発生すればまた支出が出てくるというふうに思ってください。

あと、それから医療従事者の件ですけれども、30年度減免についてはないです。

(何事かの声)

健康福祉課長 どういう条件で減免になるかということですか。町内の、たしか医師についてはさわうち病院だったのですけれども、従事者については町内の医療機関だったと思いますけれども、そちらで勤務していただければ減免ですけれども、貸し付けを受けた年数の分従事していただければ減免をするということ、免除するということです。

あと、みどり学園の80万の根拠ですけれども、これはみどり学園から要請のあった各自治体さんの情報を入手しまして、人口規模とかそういうようなところを勘案したのが1つと、あとはやはり先ほどお話にありましたように、旧沢内、湯田も西和賀町もみどり学園さん、あとこども病院さんに大変お世話になっているということがありまして、そういうようなところを幾らか手当てできないかということで、どういうふうな尺度で算定するのはちょっと難しかったのですけれども、一応その辺も考慮させていただいて、人口だけではなくて、若干といたしますか、ある程度の上乗せをした数字がこの80万というふうにご理解いただきたいと思います。

委員長 高橋和子君。

4番 人間ドックの受診率、今ちょっと探したのだけれども、見つからないのですが、どこでしたっけ。人間ドックの受診率が低いというか、そういうところでお尋ねしたかったのですが、何ページだったかちょっと見失ってしまって。受診率40%ぐらいでしたっけか。ちょっとそこから辺説明してください。

委員長 廣田健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 人間ドックの件に関しましては、決算附属資料の76ページに人数のみ掲載しております。実は受診率ですけれども、対象は30歳から64歳まで、65歳未満ということなのですけれども、その中からまず公務員を除いております。その対象者数は年々減ってきているのですが、およそ1,800から1,600ぐらいで推移してきているのですけれども、その中で計算しますと、まず2割は行っていない状況です。

委員長 高橋和子君。

4番 1,600人対象、公務員とか除いて。除いた人は公務員だけですか、除いているのは。あと、検診をどこかで受けている人とか、他の検診の該当者は除くとか、そういうことはないのでしょうか、治療中とか。きちんと対象者の把握の内容を教えてください。

委員長 廣田健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 細かく言いますと、長期入院されている、それからその中には精神科に入院されているとか、大病をされて入院治療をしたとか、そういった方も除外をしております。年度末に検診の希望をとらせていただいております。その中で、まず対象は30から64歳の方ですけれども、その中でさっき言ったような長期入院をしている方とか公務員、あとは福祉施設とかに入所されている方、そういう方はまず除かれます。あとは、病気をしたとか、がんにかかったから治療しているからというふうなことで、こちらでは除外はしたりはしていませんで、その辺は希望で受けていただいております。こちらでは、あらかじめそういったのを除外項目としてはおりませんでした。

委員長 高橋和子君。

4番 さっき私言ったみたいに、その年によそで検診受けていて、もしその結果をいただくとか、聞いて教えてもらうとかすれば除外できるのではないかなと思うし、この30から64歳は比較的健康者が多い年代なので、毎年その人が受

けた、ことし受けた人がまた来年該当になるとか、そういうことになっていますか。

委員長 廣田健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 現在は本人のご希望に応じて、毎年受けていただいている方もありますし、ご本人が2年に1回というふうに決めて受けていただいている方もありまして、本人の健康管理というふうなところにあわせて、希望どおり受けていただいているような状況です。それで全く受けていない方もいらっしゃいます。

それで、先ほどほかの検診を受けている方というふうなところでは、予防医学協会さんなどで受けていただいた人間ドックにつきましての助成事業が国保のほうにありますけれども、そちらのほうを希望するので、さわうち病院で行うドックを受けないというふうなことで希望しないという方もいらっしゃいます。そういう方は、あらかじめこちらから除外するというのではなくて、ご本人がそういったことで自分が健康管理をしているというふうなことで、ご本人に任せてというか、ご本人が健康管理をしていただくように進めております。

委員長 高橋和子君。

4番 検診の受診率を出すときに、やはりその母体となる該当者をしっかりする、きっちり決めてしまうということが大事ではないかなと思うのです。だから、年代はそうなのですが、この年代の中の人たちがどのような健康状態にいるのかということと、こういう課題があるから、この年代はきちんととにかく検診率を高く受けてもらわないと困るとというのが行政の仕事だと思うのです。だから、そのときに行政者の目から見て外してもいい人と入れなければならない人をきっちり押さえて、人数を何人まで押さえてしまって、そしてその人たちに受診を進めて、とことん受けてもらって健康状態を把握して、指導して健康でいてもらうという、そういうことではないかなと思って、そうされて

いるのだろうと思いますが、その辺がまだちょっとご説明では不明なのですが、母体がもやっとしていて、受診率が低いと言われても本当にそうなのかどうなのかわからない場合があるので、そこら辺どうでしょうか、そういう考え方でいくと。

委員長 廣田健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 ただいま委員さんのおっしゃるとおり、わかります。実は1日人間ドックだけについての話だったのですが、3年未受診者、がん検診、そういった追跡をしまして、そういった方たちにスポットを当てまして、そういった事業を行っております。今までは茶色の封筒だったのが黄色い封筒でご案内をしたということで、そこでまずどっきりして、ほかの人と色が違うというふうなことで、それを持って検診を受けられる方が出てきておりましたので、先ほどは1日人間ドックでというふうなところでしたが、1日人間ドックを希望されない方で、そういったがん検診を受けていない方、それから特定健診は別の国保の事業で行っておりますけれども、そういった方々には何度も、再三という表現はあれなのですが、そういった通知を差し上げて、受けていただくように受診勧奨をしております。1日人間ドックとがん検診、それから特定健診のあり方というのがちょっとはっきりしていないのですけれども、まず先ほど言いました1日人間ドックはそういった形で希望者をとっていたという現状です。

委員長 高橋和子君。

4番 3年未受診者は1日人間ドックを受けない人というわけではないわけですね。いろんな検診を3年間どれもこれも受けていないと、そういうことですか。

委員長 廣田健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 全く受けていない人というよりは、過去に受けたことがあるということで、しばらく受けていないというふうな

ところから、そういう方たちにアタックすると受診率が上がるというふうなデータがありましたので、そういう方たちにまずはスポットを当てて勸奨をしております。全く関心のない方にそういったエネルギーを注いでも受ける率が少ないというふうな、そういうことも言われておりまして、まずは過去に受けたことがある人に通知をして、受けていただける方がぽつぽつと出ているということなので、今度はそういった無関心層の方に対しての受診勸奨をどのように行っていけばいいのか、引き続き検討しながら進めていっているところです。

委員長 高橋和子君。

4番 人間ドック、2割のところは余り課題ではない、問題ではないというわけではない。該当者のところは必要にして該当にしているわけだから、やっぱり2割というのはうまくないと思うので、その辺ことあたりはどういう対応をなさっているのですか。

委員長 廣田健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 ドックを受けられる対象者の方も少なくなってきたということがまずありますけれども、受けられている方を見ますと、ずっと受けていらっしゃる方が大半と言ったら大半なのですけれども、その中で新規の方ももちろんいらっしゃいます。そういった分析をもう少し深くしていきまして、人間ドックのよさというふうなところをもっとPRして、受診率を上げていくように行っていきたいと思っております。

委員長 早川久衛君。

9番 決算書の178ページ、不納欠損27万4,200円のこの人数と、何年で不納欠損したか、その内容。

それから次に、収入未済額371万4,100円ありますけれども、これは何人なのか、一番長い人は何年になっているのかということ、詳しくちょっとお知らせください。

委員長 済みません、これについてはまだ。特別

会計になりますので、今一般会計になっていきますので。

9番 では、次回にとっておきます。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで健康福祉課の審査の途中ですが、10時25分まで休憩します。

午前10時11分 休 憩

午前10時25分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、認定第2号 平成30年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、平成30年度西和賀町国民健康保険特別会計決算の概要について申し上げます。

平成30年度の国保特別会計歳入決算額は7億4,540万438円、歳出決算額は7億3,649万5,825円となり、差し引き残額が890万4,613円となりました。

歳入の主なものを申し上げます。177ページ、178ページをごらんください。国民健康保険事業の広域化の初年度であり、予算科目もこれまでとは違っております。国保税が前年度比1,449万9,923円減の9,515万4,888円、県支出金が4億1,820万4,698円、繰入金が7,474万821円、繰越金が1億5,644万7,622円となりました。

歳出の主なものを申し上げます。179ページ、180ページをごらんください。総務費が2,076万4,993円、保険給付費では前年度に比較し1,502万961円減の3億9,556万5,879円、国民健

康保険事業納付金が1億4,997万2,491円、保健事業費が889万1,232円、基金積立金が前年度に比較し1億2,697万4,000円増の1億4,417万4,000円、諸支出金1,712万7,230円となりました。

195ページ、196ページをごらんください。5款1項1目特定健康診査等事業費、13節委託料、特定健診受診率向上事業委託料として304万1,280円を支出しております。40歳から74歳の方を対象に特定健診を行い、検診の結果に基づいて保健指導を行い、生活習慣病の予防に努めているところです。未受診者への再勧奨業務として、厚労省シンクタンクである株式会社キャンサーズキャンに依頼して、通知から実態把握、分析までの一連業務を委託し、受診率向上に努めました。その結果、受診率は41.4%となり、前年度を2.1ポイント上回りました。

平成30年度国民健康保険への加入状況は、世帯数が年間平均で784世帯、被保険者数が年間平均1,231人で、加入率21.57%となっております。保険給付事業費納付金の合計は5億4,553万8,370円となっております。これらの歳出を賄う財源として、県支出金、一般会計からの繰り入れ、繰越金及び税収などで収支の均衡を図っております。

このほか、決算附属資料64ページと174ページから176ページにかけては、国保の加入状況や保険給付状況、特定健康診査、特定保健指導状況などについて記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

早川久衛君。

9番 先ほどは失礼しました。繰り返しますけれども、178ページの不納欠損額の27万4,200円は何年で、何年でこういう処理をしたのかというのが1点目。

2点目は、収入未済額の371万4,009円の件数

と、一番長いのは何年になっているのかということをお聞かせください。

委員長 税務課長。

税務課長 不納欠損の状況についてです。2名分で、平成27年度分を不納欠損しております。

それから、もう一つの未済額の内訳ですか。決算附属資料の155ページを見ていただきたいと思います。滞納の状況ですが、滞納者数が44人、滞納額が371万4,009円、これですが、前年度と比べましては36万5,038円削減されています。一番長い人で平成22年度分になります。

委員長 早川久衛君。

9番 平成22年となれば、もう令和元年ですから、もう9年か10年になっているわけですがけれども、この滞納の決まりはどうなっているでしょう。

委員長 税務課長。

税務課長 この方、22年から滞納になっておりますが、現在は分納という形で納めていただいております。この滞納という流れなのですがけれども、まず税の納期が来た時点で納めれなかった場合は、20日以内にこちらから督促状を出します。督促状を出してもなお納めれなかった場合は、今度は財産の搜索、調査等を行います。それで、どうしてもできないと判断できるものは執行停止という形の処分をします。執行停止から3年間、どうしても納めれない状況に至っては不納欠損という形になりますし、滞納だということで、滞納から5年間納めれない状況が続きますと不納欠損ということになりますが、その間は調査、搜索等を行いながら、そして納めれない方等は分納の税相談などを繰り返しながら行っています。これについては、地方税法に基づいて粛々と事務を続けている状況にあります。

委員長 早川久衛君。

9番 済みません、そうすれば不納欠損の2人の方は、この決裁は税務課長が単独でやるものですか、何か審議会みたいなものにかけてやる

のですか。

委員長 税務課長。

税務課長 決裁は首長、町長が行います。

委員長 高橋和子君。

4番 附属資料の36ページに表がありまして、これ30年度と29年度の比較が書いてありますが、このところは国保制度の変わり目だと思いますので、この表をちょっと全体的に、どのように変わったのかというあたりで説明をお願いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 県の広域化に伴いまして、こちらの歳入のほうは国庫支出金のところなくなりまして、県支出金のほうが大きくなってきているということになっています。

そして、歳出のほうにいけますと5、6、7ですか、こちらが29年度までは支出があったのですが、これが広域化になってなくなって、4の納付金のほうにまとまったといいますか、そういうふうな見方になります。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 国保の会計の29年度と30年度の違いについてですけれども、平成30年度から県の広域化になりまして、保険者というのが今までは西和賀町でしたけれども、岩手県が保険者になりました。その関係で入ってくるお金は、国から交付される分は県に行くので、この36ページの国庫支出金という部分は町には入らなくなりました。

そして、歳出のほうですけれども、制度的なものなので、まず町でこの事業はしてくださいという部分については引き続き残っておりますし、納付金として納めなくてもいい部分は消えています。なので、先ほど29年度まであって30年度になくなったものが前期高齢者納付金や介護給付費納付金、共同事業拠出金、これらは県のほうで直接支払うものになりましたので、町で支払う部分ではないので、30年度は載っておりません。

2款の保険給付の部分については、引き続き町で事業をするというふうに、保険者が違ってやる部分が、残っている部分は残っております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 制度が変わったといえばそのとおりなのですが、お金の動きがちょっとわからないというか。例えば県支出金が多くなったというのは、全部国に入って、その中から県が各自治体に交付金として支出してくるということなのですが、例えばこちらで納付する分というのは、支出のところでは給付費納付のところは、来る交付金を考えると非常に少ないなという気がするのです。その辺もちょっとわからないなと思ったのですが、同額が行ったり来たりするというわけではないので、その辺はどうなのでしょうかね。

2款の保険給付費というのは、町として医療機関に支払う部分の給付費だと思うのですよね。それと、下のほうは、4番目は県に納める納付金だと思うのよね。すると、県のほうでは4億1,820万、これが県支出金として来るということは、この支出から考えるとどういうところに充当してくるのですか。

委員長 暫時休憩します。

午前10時43分 休 憩

午前10時50分 再 開

委員長 休憩を解きます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 大変申しわけありませんでした。今国保の状況報告書をお手元に配らせていただきましたけれども、一番左上の保険料に当たる部分、この部分が右側の支出のほうの下の方になります。国民健康保険事業費納付金とありますが、この納付金の部分に充当されるといいますか、そういうふうな流れになりますし、あとはこれまで国庫支出金で来ていたものは保険給付費の分に充当されるというふうな見方になります。金額はすっかり一致しませんで、こ

これは毎年翌年で調整していくということで、それをずっとそのまま繰り返しやっていくようなので、ぴったり合うということはないようです。

委員長 高橋和子君。

4番 わかりました。詳しい資料をいただきましたので、ありがとうございます。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第2号 平成30年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第3号 平成30年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、平成30年度西和賀町後期高齢者医療特別会計の決算の概要について申し上げます。

平成30年度の後期高齢者医療特別会計歳入決算額は8,661万1,601円、歳出決算額は8,612万986円となり、差し引き残額が49万615円となりました。

202ページ、203ページをごらんください。歳入では、後期高齢者医療保険料が前年度比79万1,350円増の4,830万7,150円、繰入金の3,777万7,436円が主なものです。

204ページ、205ページをごらんください。歳出では、総務費が397万4,889円、後期高齢者医療広域連合納付金が前年度比126万3,220円増の8,211万8,797円が主なものです。岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として、保険料額の決定、医療費の給付、被保険者証の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届け出の受け付け、通知書の発送等を行っているもので

す。

決算附属資料176ページ、177ページに被保険者数、保険料賦課、収納状況、申請書の受け付け状況等について記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第3号 平成30年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第4号 平成30年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、平成30年度西和賀町介護保険事業特別会計決算の概要について申し上げます。

平成30年度の介護保険特別会計決算額は、決算書214ページ、保険事業勘定において、歳入決算額が13億7,327万5,221円、歳出決算額は13億1,707万9,245円、差し引き残額が5,619万5,976円となりました。

215ページ、216ページをごらんください。保険事業勘定の歳入は、保険料が前年度比5,717万6,960円増の2億4,274万6,880円となりました。第7期介護保険事業計画の初年度であり、税率改正がその要因と捉えております。国庫支出金が前年度比2,180万4,067円増の3億6,718万5,411円、支払基金交付金が前年度比698万599円減の3億3,125万9,072円、県支出金が前年度比

606万8,147円増の1億8,913万9,668円、繰入金
が前年度比189万4,000円減の2億1,917万
9,000円、繰越金が2,368万2,866円などです。
歳入の総額は、前年度比5,597万6,170円増の
13億7,327万5,221円となりました。

217ページ、218ページをごらんください。歳
出は、総務費が3,348万3,051円、保険給付費が
前年度比1,145万3,349円増の11億8,987万
6,422円、地域支援事業費が前年度比404万
3,803円増の6,146万8,361円、基金積立金
1,864万6,000円が主なものです。歳出の総額は、
前年度比2,346万3,060円増の13億1,707万
9,245円となりました。

241ページ、242ページをごらんください。3
款2項2目任意事業費、1節報酬、在宅医療介
護連携支援員161万5,200円は、介護認定調査を
主体とした業務から住民生活の現状を把握し、
医療介護連携に向けたコーディネーター役とし
て配置したものです。

243ページ、244ページをごらんください。3
款2項2目任意事業費、13節委託料、介護政策
アドバイザー業務委託料85万8,954円は、介護
政策アドバイザーと連携し、自立支援型ケアマ
ネジメント研修等を実施し、受給者が真に必要
とする過不足のないサービスを事業所が適切に
提供することを目的に、ケアマネジャー、サー
ビス提供事業所を対象に研修会を実施しました。

同じく19節負担金補助及び交付金、地域支援
事業構築費補助金40万円についてですが、平成
29年度は一般会計の4款衛生費から支出してい
ましたが、事業内容が介護予防にも大きくかか
わっていることから、平成30年度からは介護保
険特別会計から支出したものです。

249ページをごらんください。介護サービス事
業勘定においては、歳入決算額1,141万2,188円、
歳出決算額が1,108万5,655円となり、差し引き
残額が32万6,533円となりました。

250ページ、251ページをごらんください。介
護サービス事業勘定の歳入は、サービス収入が

321万2,300円、繰入金が767万5,000円が主なも
のです。

252ページ、253ページをごらんください。歳
出は、総務費が前年度比27万9,346円増の823万
3,255円、事業費が前年度比26万6,200円増の
285万2,400円が主なものです。介護予防に重点
を置きながら、各種事業を展開してまいりたい
と考えております。

決算附属資料の178ページから190ページにか
けて、要介護認定状況、介護認定者の内訳、介
護保険料、給付実績、サービスの利用状況、地
域支援事業、地域包括支援センターの活動状況、
サービス事業勘定における介護予防プランの作
成状況と介護予防サービス計画費の状況につい
て記載しておりますので、ごらんいただきたい
と思います。

以上で説明を終わります。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた
します。

これで認定第4号 平成30年度西和賀町介護
保険特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わ
りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで健康福祉課への質疑をひとまず終了し
ます。

本日午後に予定しておりました税務課の審査
を引き続き午前中に行いますので、税務課の審
査に移るため11時15分まで休憩します。

午前11時03分 休 憩

午前11時15分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、税務課の審査を行います。税務課
は歳入から行います。

税務課長から歳入及び歳出2款総務費につい

て事業の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 税務課です。よろしくお願ひいたします。

税務課は主に決算附属資料に基づき、歳入を中心にご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

平成30年度の町税等の決算について、決算附属資料147ページをごらんください。町税でございます。町税の収納状況（現年課税分）のところですが、調定額の総額が5億1,202万6,674円、収入済額が5億696万2,287円、収入未済額が506万4,387円、収納率が99.01%となり、前年度比で0.41ポイント増となりました。

(1)、個人町民税では、納税義務者2,544人中、未納者は16人、調定額1億6,137万8,500円に対し、収入済額は1億6,024万5,556円となり、収入未済額は113万2,944円、収納率は99.3%となり、前年度比0.1ポイントの減となりました。昨年度の収入済額が1億6,325万7,498円でしたので、301万1,942円減となりました。これは、主に農業所得の減少と若干の営業所得の減少によるものと考えられます。

(2)の法人町民税では、均等割の法人数が123事業所、収入額が1,138万6,500円、法人税割の法人数は63事業所、収入額が781万1,500円、総額で1,919万8,000円、収納率は100%となりました。

148ページをお開きください。固定資産税では、土地、家屋、償却資産を合わせた調定額は2億4,297万6,000円、収入済額が2億3,935万2,157円、収入未済額が362万3,843円、収納率は98.51%で、前年度比1.02ポイント増となりました。

149ページ、(4)、軽自動車税では、表にありますとおり調定額2,286万3,000円に対し、収入済額2,275万9,550円となり、収入未済額は10万3,450円、収納率は99.55%で、前年度比0.1ポイント増となりました。この表にはない減免申

請分として、身体障害者等の申請が39件、社会福祉法人12件、車両構造による減免1件で、合計40万8,500円ございます。

(5)の町たばこ税では、たばこ本数が457万88本、税額、収入済額ともに2,403万8,944円、収納率100%となりました。昨年に比べ、たばこの本数は45万本ほど少なく、収入済額でも189万円弱現額となりました。

(6)、入湯税では、施設数は26施設、課税宿泊客数は3万413人、課税日帰り客数が3万9,489人、合計6万9,902人、調定額703万1,330円、収入済額682万7,180円、収納率97.1%となりました。収入未済額は1施設のもので、現在は完納となっております。

次に、150ページ、2、滞納繰越分では、合計で調定額が3,314万5,829円、収入済額が514万2,412円、不納欠損額が150万7,450円、収入未済額が2,649万5,967円、収納率が15.51%となりました。収納率で対前年度比4.38ポイント増となりました。町民税の高額課税者が滞納繰越分になり、その方が納めたこと、固定資産税の高額案件が年度内完了となったことが要因と捉えております。

3、町税の滞納の状況（現年度分）では、実質77件、延べ件数233件、税額が506万4,387円となりました。前年度比で203万6,915円の減、率にして31.3%減少。過年度分を含める滞納総額では3,156万354円となり、前年度比で158万5,385円の減、率にして4.8%減少となりました。

4、不納欠損の状況では、地方税法の規定に従い綿密な調査を実施し、徴収不能と判断される事案等について54件、額にして150万7,450円の不納欠損処理を行いました。ほとんどは執行停止によるもので、地方税法第18条第1項の時効完成による不納欠損となったものもありますが、これらは全て執行停止期間中に時効となったものや、財産調査の結果、執行停止同等と判断したものであります。

次に、151ページ、5、滞納処分の執行状況で

す。執行した差し押さえ件数が20件、対象税額が588万924円。換価または取り立て金額では件数が13件、収入額が229万900円となりました。

6、総務手数料（税務手数料）の状況では、税務諸証明手数料は45万4,850円、取り扱い件数では沢内、湯田両庁舎合わせて2,030件となりました。

督促手数料は1,386件で、12万4,350円となり、なお6月1日以降の督促手数料は50円から100円に改定されております。

7、延滞金及び加算金の状況では、76件で、88万7,761円となりました。

8、県民税徴収取扱事務委託金の状況では、納税義務者数割で763万2,000円、過誤納金額で5万5,416円の合計768万7,416円となりました。

9、納税貯蓄組合の状況。納税貯蓄組合を組織する組合の年度末現在の状況では、組合加入者数が3,292人、加入率58.57%、組合数は44となっております。

(2)、納税貯蓄組合取扱収納実績（現年課税分）では、収納済額の合計5億1,606万6,013円のうち、組合取り扱い額は1億3,735万8,982円で、組合取り扱い額の割合は26.62%となりました。

(3)、納税貯蓄組合補助金、納税協力員報償金の状況では、連合会運営補助金を10万円、納税貯蓄組合事務費補助金を37組合に129万4,007円、納税協力員報償金を45人に145万1,940円それぞれ交付しました。

以上、歳入分についての説明を終わらして、次に歳出に関しては決算書抜粋資料に基づき、主なものとして不用額についてのみご説明いたします。7ページから8ページをお開きください。2款2項1目の税務総務費でございますが、23節償還金利子及び割引料は18万408円を町税過年度還付金として支出し、不用額は31万9,592円となっております。これは、修正申告による町県民税の還付や、法人の確定申告に伴う法人町民税の還付に係る支出となります。内

訳としては、個人町民税5件、13万8,308円、法人町民税5件、2万1,800円、固定資産税2件、1万6,700円、軽自動車税1件、3,600円となっております。

次に、2款2項2目の賦課徴収費でございますが、8節報償費は145万1,940円を納税協力員報償金として支出しております。不用額の35万4,060円については、当初予算編成において納税組合数は49組予算化しておりましたが、年度内に5組解散したことに伴い協力員も同数減少したこと、また要項改正により報償金の見直しを行ったことなどから発生した不用額となります。

次に、9から10ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金についての不用額20万4,002円は、主に岩手県エルタックス圏域公共利用システム負担金の予算残となります。県内全市町村が加入し、利用しているシステムに係る負担金で、岩手県に支払いをしております。負担金の請求時期が3月であり、減額補正の対応ができなかったため不用額が生じたものです。

以上、説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。それでは、まず歳入について質疑を許します。

淀川豊君。

10番 歳入ということですが、納税貯蓄組合については歳入の部分でよろしいですね。

委員長 歳出のほうになりますか、貯蓄組合。

刈田敏君。

1番 今動向についてちょっとお聞きしたいのですが、滞納の分で不納欠損の表が附属資料の150ページにあるのですが、この中で居所不明というところがあるのですが、この傾向といたしますか、全体でどれぐらい占めているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 全体で居所不明というのは1名になります。

委員長 刈田敏君。

1番 1名ということでありませけれども、これに関してはかなり状況的には今後大変だと思うのですけれども、どういうふうにといいか、対策等は考えているわけですか。

委員長 税務課長。

税務課長 戸籍の付票等の調べをしまして、所在を今探している状況なので、見つければ徴収できるかと思いますが、できない場合ですと先ほどのような形で執行停止、そして不納欠損という形になろうかと思ひます。

委員長 刈田敏君。

1番 これからはやっぱりそういうところがふえていくのかなというよな気もしますけれども、それに対する対策等は考えておられますか。というの、個人情報的なものも絡んでくると思うので、やっぱりその辺はある程度の対策が欲しいのかなと思うのですけれども、加えて質問します。

委員長 税務課長。

税務課長 一般的に転出してしまった方がそういう該当になりますので、転出する前に所在を追跡できるよな形で調べてまいりたいと思ひます。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 きのう空き家が160とお聞きしましたが、その税に関しては全部徴収されていますか。

委員長 税務課長。

税務課長 空き家と限った形での集計したものが今手持ちにございませるので、調べて後日報告させていただきますと思ひます。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 どの程度で空き家、例えばガラスがみんな割れているから税がかからないというふうな線引きはどの辺にありますか。

委員長 税務課長。

税務課長 固定資産税の課税に伴っての3要件が

ありますので、例えば四方に壁があるとか、あとは地面に建物がついているとかという要件がございますから、それに該当すれば、そこに人が住んでいる、いないは別として課税できます。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、税務課が所管する歳出2款総務費について質疑を許します。

淀川豊君。

10番 納税貯蓄組合についてお聞きをちょっと、確認のためにしたいのですが、今後納税貯蓄組合ということをやめるといふことなのか、連合会がなくなるということなのか、その辺詳細にお伺いしたいと思ひます。

委員長 税務課長。

税務課長 連合会が閉じるということになります。

委員長 淀川豊君。

10番 各組合の存続については、まず各組合で決定をして、存続であればそのまま今までのよな状況で活動というか、徴収活動をしていてもいいということですか。

委員長 税務課長。

税務課長 そのようにお願いしたいと思ひます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで税務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで税務課への質疑をひとまず終了します。昼食のため1時まで休憩します。

午前11時36分 休 憩

午後1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、西和賀さわうち病院が所管する認定第8号平成30年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の審査を行います。

病院事務長から説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 ご苦労さまでございます。これより西和賀さわうち病院事業会計の決算に係る説明をさせていただきます。

今定例会では、冒頭の決算認定議案の上程の際にその概要をご説明しておりましたので、ただいまの説明は概況的な事柄についてのみとし、限られた時間でございますので、できるだけ質疑応答の時間を確保して、委員各位のご理解に努めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、平成30年度の患者動向でありますけれども、議案上程の際にも申し上げたとおり、延べ入院患者数が1万人の大台を突破し、病床稼働率も目標としておりました70%をほぼ達成することができました。一方、医科と歯科を合わせた外来患者数は前年度とほぼ変わりありませんでした。

次に、収支でございますが、収益的収支における平成30年度の特徴としましては、まず入院患者数の増加に伴い、当然のことながら入院収益が増となった一方で、外来収益は患者数がほとんど変わらないにもかかわらず、前年度を下回ることとなりました。この原因であります別冊の決算附属資料の業務報告書2ページと3ページをお開きください。一番下の表で、患者1人1日当たり診療収入の推移という表でございます。平成30年度、一番右端ですけれども、入院患者数がふえたほかに、1人1日当たりの診療単価も前年度に比べて1,500円余りふえていることがおわかりになるかと思えます。入院ですので、3段の上の一番上です。前年度に比べて1,500円余りふえております。

一方、その下段の医科外来の診療単価は前年度からちょうど500円の減となっております。500円の減の要因は、実ははっきりしております。昨年の7月からのことですが、外来患者さんの薬の処方全てを院外処方に切りか

えました。これによって患者さんからの薬代の収入がなくなったことが大きな要因であると分析しております。その分、薬の仕入れも減っておりますので、これが費用の減にもつながっております。

決算書のほうに戻っていただきます。病院の決算の20ページをごらんください。上段の表が収入に関するものですけれども、医業収益は入院収益の増などにより、前年度対比1,577万円余りの増となる5億6,220万1,353円、医業外収益は他会計補助金と長期前受金戻入の増などにより、前年度対比1,659万9,000円増の3億3,224万7,850円となり、事業収入合計で8億9,444万9,203円となりました。

下段、事業費用でございますが、1、医業費用の(1)給与費は、医師、看護師の増員により前年度対比1,315万7,000円の増となりましたが、(2)材料費は先ほど申し上げた薬の仕入れが減った影響で前年度対比2,339万5,000円の減となっております。また、(3)の経費につきましても出張診療費の減などにより、前年度対比1,337万6,000円の減となっております。このほか、減価償却費の減などもあり、医業費用合計では前年度対比3,000万円余り減となる9億4,484万2,369円の決算額となりました。

これに医業外費用1,792万6,194円を加えた9億6,276万8,563円が事業費用の合計となっております。

この結果、また先ほどの別冊の附属資料8ページ、9ページをお開きください。当該年度の純損失、いわゆる赤字額でございますが、6,832万円となりましたが、前年度との比較では6,500万円余りの圧縮となっておりますし、当初予算時点で見込んでおりました赤字額1億654万円との比較からしましても3,800万円余りを圧縮することができたことは、わずかながら明るい材料だったものと評価しているところでございます。

地域医療を担う公立病院として、24時間365日の医療体制を維持していくには、本町のような

過疎地域ではどうしても採算性が確保できないことや、新病院建設で毎年1億円を超える減価償却費を計上していることなどを踏まえると、単年度収支の均衡を図ることがいかに難しいかは議会の皆様にもご理解いただいているところかと思いますが、そのことに決して甘えることなく適正な収益の確保と徹底した費用の削減に努め、収支バランスの改善を目指していく所存を申し上げ、概況説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 病院事務長の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 今事務長のほうからご説明をいただきました。業務報告書と決算書とを見て、入院患者が1万人を超えたと、これは20年ぶりということであります。また、収支についても昨年より赤字が半減したということで、30年度のさわうち病院関係者の皆様方の努力の跡が感じられるような、そういう結果であったなというふうに感じます。

そういう中で、昨年度から収支については半減をしたと言いつつながら、マイナス6,800万、約7,000万の赤字ということの結果でありました。事務長にこういう質問をしていいのかわからないわけですが、相当の努力をして収支、昨年よりも改善をされたということだというふうに思いますが、今後このマイナス7,000万という状況を、もちろん目標としては収支改善をしていくというその意気込みもお伺いしたわけですが、収支改善していけるような余地というのか、そういったものは率直にあると考えているのか、その辺についてお伺いしておきます。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

ただいま委員さんからは30年度の我々の努力を評価していただいて、大変ありがとうございます。

それで、今のご質問ですけれども、なかなか

7,000万の赤字を埋めるということはかなり至難のわざだとはもちろん覚悟はしております。先般といいますか、新公立病院改革プラン策定済みのその改革プランでは平成32年度が最終年度となっていますけれども、その最終年度には収支をプラマイゼロに持っていく、均衡を図るという計画を立てております。それは来年度になるわけですけれども、それに向けての具体的な見通しというものは、とらぬタヌキの何とかということにはなるかもしれませんが、今一応検討している事項がございます。まだちょっと詳細を申し上げられる段階ではございませんが、それが実現すると相当程度の収益改善が図られるのではないかと期待をして、今その検討をしているところでございます。相当程度といってもどのぐらいになるか、最大で、これは勝手に判断しているのですけれども、5,000万程度まで何とか挽回できると、年間で、今そういうシミュレーションしているところでございます。

委員長 高橋和子君。

4番 レスパイト入院の話題がありましたが、その状況を、それからリハビリを力入れてやっていますが、その動向、今後の見通しを含めて昨年度見た結果、伸びていくのか、収入につながっていくのか、その辺お願いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 レスパイト入院の件ですけれども、レスパイト入院は昨年度から本格的に導入といえますか、その取り組みを行っております。昨年度の細かい実績は今ちょっと持ち合わせてございませんが、何人かレスパイト入院で入院された患者さんがありまして、定期的に利用されておられる患者さんもおります。レスパイト入院の取り組みを始める前と後では、少なくともその患者さんあるいはご家族にとっては負担軽減につながっているものと思っております。ベッドに比較的余裕があるときは空きベッドの解消対策にもつながりますし、あるいはそれとご

家庭のニーズがマッチすれば一番いいわけですが、今のところはそこにご要望には応じられているのかなというふうに思っています。今後もレスパイト入院については継続して取り組んでいきたいと思っております。

それから、リハビリに関しては、当院で今リハビリの理学療法士が3名、それから作業療法士が1名、4名体制で今リハビリやっております。やはり本町は高齢者が多いので、リハビリのニーズはほかの市町村に比べると非常に大きいと思っております。当院の患者さんのリハビリはその4人の技士で賄っておりますけれども、町内を見渡すと理学療法士、作業療法士がどうしても少ないということで、町全体のリハビリのニーズというのには応え切れていない状況があります。今の状況とすればそういう状況でございます。

委員長 高橋和子君。

4番 レスパイト入院の収入の面から見たら、やはり病院としてはそれほど大きな利益になるような、空きベッドを使っている点ではいいかと思いますが、入院料とすればそれほどの入院料ではないのではないかなという気もしますが、患者さんの状況にもよるかと思いますが、そこら辺ちょっとお伺いしたいことと。

それから、本当は町民の中で健康状態を見ていきますと、入院がふえたからといって喜ぶものではないわけですね。ただ、病院がきちっと運営されないと困るから、一定の入院があれば、そういう医療制度なのではないかということで、両面考えながら議論するときは、我々も入院患者ふえてよかったなということではないけれども、入院する場所がないと困るのでというようなことを踏まえながらなのですが、さらに必要な方で、レスパイトとまた別に入院につなげていくようなものはあるのかなのか。高齢化の高い町ですから、そういった部分もあるのかなという気もするわけで、そういったところでお伺いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 私は今病院の事務長をしておりますので、私の立場から申し上げますれば入院患者さんはできればふえてほしいです。正直申し上げます、経営的なことを考えますと入院患者さんはふえてほしいですが、ただ一方で、私も病院からいなくなって別の立場に変わった場合は、これはまた今度は逆のことを考えるわけで、病院経営という部分と、あと住民の健康という部分は相反する部分がありまして、なかなか一概には申し上げられないのですけれども、ただ医療が必要な患者さんに対して適切な医療を提供していくということに尽きるかと思いません。

レスパイト入院に関しては、委員さんおっしゃったように経営的にはさほどですね、あいているベッドを、そこを使うという部分ではもちろんプラスになるわけですがけれども、特別高度な医療をするわけでもありませんので、収益がその分上がるということではございません。レスパイト入院の目的は、あくまでも患者さんあるいはご家族のニーズに応えるためということでございますので、全く経営的な部分は、そこは目をつむっているものでございます。

ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが。

委員長 高橋和子君。

4番 それも結構大事なことであって、北村元院長のシームレス医療というか、一人も落ちこぼさないで、退院してきて、よそから来て、町に戻ってきたときに、必要な人は全部受け入れるのだという、そういう言葉をお伺いしていましたが、そういう町としての町立病院の方向というのは本当に町民が安心する非常にすばらしいことだなと思います。そのためにいろいろ苦勞もあるわけなのですが、レスパイト入院もそういった一部分のニーズに応えたやり方で、空きベッドを利用するというので引き続いてやってほしいなと思いますし、それは答弁要らな

いのですが、もう一つは先ほどご答弁いただいたリハビリで、町内で不足して、まだニーズがあるのだということなのですが、その具体的なことで話し合いの中で何か状況が出てきていればお伺いしたいです。

委員長 病院事務長。

病院事務長 私も具体的にどうのこうの、その件に関して承知しているわけではありませんが、町内の理学療法士、作業療法士、何人いるのかな、ちょっと正確な数字はわかりませんが、当院に4人、それからほかの施設で働く療法士が2人ないし3人ぐらいいるはずですけども、その療法士、その人たちが療法士会というのをつくって、お互いいろいろ情報交換をしているということは聞いております。その中で、やっぱり町内全体のニーズになかなか応え切れていないということはよく話合われているようでございます。私が承知しているのはそういった程度でございます。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 今病院でやられている予約というのは、昼までかかるし、これでは予約ではないかなというような声が聞こえますけれども、予約というのはどういうふうな形で、時間を短縮して患者さんを診るというような感じではないですか。どういうふうな形でやっていますか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 当院の外来診療は予約制で行っております。予約制というのは、決められた時間に来院すれば、予約した時間で来院すればそれほど待ち時間なく診察を受けられるということなわけですけども、今委員さんおっしゃったように、必ずしも予約の時間に行って、その予約時間どおりに診察を受けられない場合がございます。それはどういう場合かといいますと、例えば救急の患者さんが入ってきて、そちらの対応をしなければならないときが、例えばといいますか、それが主なのですけれども、あるいは病棟の患者さんが急変して、そちらの患者さん

の対応をしなければならないとき、どうしても外来診察はストップして、そちらの対応に回ってしまいますので、その分予約時間がずれてしまうという場合がございます。

それからあとは、1人何分というふうに時間を設定して、そして何時間の間に何十人という患者さんを、一応計算上はそういう人数を入れ込みますけれども、なかなか一人一人いろいろとお話を伺っているうちに、その1人当たりの時間をオーバーしてしまう場合も多々ございます。そういった患者さんが重なっていきますと最終的に予約の時間が大幅にずれ込むということも多々ありまして、そのことは委員さんばかりでなくて、ほかの患者さんからもこれまでたびたびお叱りを受けてきているところですけども、それでも予約制を導入する前に比べると待ち時間は確実に減っているというふうな調査結果も出ておりますので、着実に成果は上がっていると思いますけれども、いかんせんそういった事情もあるということをご理解いただければと思います。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 理解できないですね。私も13日の日に8時半の予約をして、処置室で洗ってもらって、9時10分までですか、処置できなくて、途中で来ました。土曜日はやっぱり議会のほうも大事だしなと思ったりして、そこで局長が電話していて、大変な顔をしていましたけれども、8時半の予約をして9時10分ごろまで何とか診てもらおうと院長と約束したのですよ。私は議会があるから、8時半に来れば間に合うなと思ったりして。それが全然10分になっても来ないし、これではおくれるなと思って、ズボン着て、また着直して逃げてきたような格好なのですけれども、そういうふうな予約というのはないのですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 先ほど私は一般的なお話をさせていただきました。今そういう個別なことがあった

ということとは知らないでおりまして、それは大変申しわけございませんでした。その件につきましては、改めてちょっと帰って調べまして、どういう原因があったのかを究明して、後でまた委員さんにおつなぎしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

委員長 ほかに発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第8号 平成30年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで西和賀さわうち病院への質疑をひとまず終了し、次の農業委員会、農業振興課の審査に移るため1時40分まで休憩します。

午後 1時27分 休 憩

午後 1時40分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、農業委員会の審査を行います。

農業委員会が所管する6款農林水産業費について、農業委員会事務局長から事業の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 皆さん、こんにちは。まず初めに、農業委員会が所管する主な事業について説明申し上げます。

決算の説明は、一般会計抜粋版で説明します。決算附属資料は、別冊の191ページから192ページになります。

決算附属資料191ページをお開き願います。最初に、農業委員会の活動状況についてですが、(1)の農業委員会総会の開催回数は毎月1回の計12回であります。

次に、(2)の農業委員会全体会の開催回数は、農地利用最適化推進委員を含めた合同会議で年6回開催しております。

飛びまして、(5)の活動グループによる利用

状況調査の実施についてですが、農業委員並びに農地利用最適化推進委員を7グループに分け、7月から9月にかけて農地の全筆調査を実施したものです。

次に、(7)の農地利用意向に関する調査についてですが、平成31年1月から2月にかけて全農家を対象に訪問しての聞き取り調査をしたものです。

(8)の取り扱い事務件数は、以下の表のとおりとなっております。

次に、農業委員会が所管する平成30年度決算について説明します。

初めに、歳出について説明いたします。一般会計の抜粋版1ページ、2ページをお開きください。6款1項1目農業委員会費、1節報酬、農業委員14名分の報酬352万6,000円と農地利用最適化推進委員17名分の報酬331万5,000円であります。歳入におきましては、歳出に対応した県の補助金、交付金となっております。

簡単ですが、農業委員会の決算概要の説明を終わります。

委員長 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで農業委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで農業委員会への質疑をひとまず終了し、農業振興課の審査を行います。

農業振興課が所管する6款農林水産業費、11款災害復旧費について、農業振興課長から事業の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長 平成30年度農業振興課所管の決算

審査に当たり、説明補助員として菊池6次産業推進監、佐藤武彦特命主幹、佐藤幸弘課長代理、大島技術主査、高橋直幸主査を同席し、審査の説明に加わりますので、よろしく願いいたします。

決算の説明は、一般会計抜粋版で説明します。決算附属資料は、別冊の77ページから90ページ、それから193ページから197ページになります。

初めに、歳出について説明いたします。一般会計抜粋版の3ページ、4ページをお開きください。6款1項3目農業振興費、8節報償費の上段にあります農業・観光マッチング研修会講師謝金10万円は、町内で生産される農産物等の町内流通を図る取り組みや農業体験や観光をメニュー化する取り組みを進める契機とするため、3月27日に講演会を開催したものであります。

次に、13節委託料の上段にあります6次産業情報発信システム運營業務委託料56万5,725円は、専用ホームページ等を管理している業務委託料であります。

次に、19節負担金補助及び交付金の下から2つ目の大豆・そばスイーツ開発事業費補助金20万円は、町内で生産された大豆、ソバの消費拡大を目的として、町内の2事業者に対し商品開発経費を助成したものです。

次に、5ページ、6ページをお開きください。同じく19節負担金補助及び交付金の中段ほどにあります乾杯条例推進事業補助金10万9,522円は、行政区の行事やイベントにおいて乾杯の際に町内の飲料を使用することを条件として、飲料の購入費の一部を助成したものであります。

次に、下から5つ目にあります無人ヘリ更新事業費補助金56万6,626円は、平成21年度に購入した機体が10年近く経過し、更新時期を迎えたことから、西和賀地域農機銀行受託者部会に対し購入費の一部を助成したものであります。

次に、7ページ、8ページをお開きください。6款1項4目畜産業費、24節投資及び出資金128万7,000円は、株式会社いわちくが進める豚

処理加工施設の老朽化対応のため、これまでの出資割合に応じて出資したものであります。

次に、9ページ、10ページをお開きください。6款1項5目農地費、19節負担金補助及び交付金の下から4つ目の岩手中山間地域いきいき暮らし活動支援事業費補助金17万8,611円は、大野自治協議会が実施した農産物の加工品開発や交流イベントに対して県が経費の2分の1を助成したものであります。

次に、11ページ、12ページをお開きください。11款1項1目農林水産施設災害復旧費の支出済額2,509万2,508円の中で一番大きなものは、15節工事請負費の農地・農業用施設災害復旧工事費の1,412万7,760円となっております。これは、平成29年7月及び8月にかけて発生した豪雨災害により被害を受けた太田頭首工の工事請負費であります。

以上、歳出の主なものについて説明いたしました。

歳入におきましては、歳出に対応した国、県の交付金、補助金等となっております。

以上で農業振興課の決算概要の説明を終わります。

委員長 農業振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 決算附属資料の193ページの集約的作物についてということで、中段、西和賀町長、農協の生産組合長によるトップセールスを行って、西和賀のリンドウをPRしながら、その評価が高まったということではありますが、ちょっと基本的な確認になりますが、この評価が高まったということは、今までよりも花が高く売れるようになったという評価なのか、たくさん出荷しても量が売れるようになったという捉え方なのか、まずその捉え方についてお聞きしたいと思います。

委員長 町長。

町長 ただいまの質問は、町長、それから農協

組合長と関係者とトップセールスに行きました。その際、特にリンドウ等の花卉の全体量が需要に対して大変少ないということで、その産地西和賀にもっともっと大きな期待を寄せているし、今の2倍以上の目標を持って生産体制をお願いしたいということを言われたものでございます。したがって、これからもっともっと規模拡大してほしいという要請でございました。

単価については、その場、その場の時々の相場に左右されますので、それで一気に基本的に値段が上がるというものではなかったのも、それは市場によるということでもあります。

委員長 淀川豊君。

10番 今出荷量についてのある程度の見込みとか、そういった評価だということでご答弁をいただきましたが、194ページの水田の活用状況のところ、これリンドウの作付面積だと思うのですが、年々下がっているということの結果になっております。要は、市場ではたくさんものを出荷していただきたいと言いながら、現状ではそれをできる体制が縮小しているという現状だというふうに思いますが、この点については担当課としてどのように捉えておりますか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 数値で見てわかるとおり、昨年、29年と比較して面積が2.8ヘクタール減ってございます。戸数も若干は減っているのですが、確かに高齢化あるいは労働力不足ということが問題になっているのかなと思っております。

しかしながら、個々の農家で単収を上げる工夫をしたり、極端な農家の減少に伴う数量の減とはなっていないというのが実際現状でございますので、今やられているリンドウ農家に単収が上がるような体制をしていきたいというふうに思っております。

委員長 高橋到君。

5番 まず1つ、ふれあいゆう星館の今現在の状況と、それから今後の見通しなど考えれば

お願いします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 ゆう星館のただいまの現状についてとこれからの方向性ということでお答えしたいと思います。

ゆう星館の源泉が故障し、休館となってから半年以上が経過しております。いまだに具体的な方針が示されていないままとなっております。今後どのように対応していくかということの考え方を示してほしいということになっておりますが、ことしの2月27日に源泉が故障しております。故障が発見以来、その後の調査で浴槽の水漏れあるいは貯湯槽の老朽化等が発覚して、現在に至っております。それに対しての見積もり徴取をしたところ、必要な修繕を行う経費が700万円ほどかかるというような回答を得てございます。

一昨日ゆう星館の劣化調査の経費を認めていただいたところでありますが、その調査結果を踏まえて総合的に勘案した上で、慎重な考え方を取りまとめていきたいと考えております。

また、観光商工課長からも答弁があったところですが、温泉施設のあり方については課横断組織である公共温泉施設のあり方検討会で全体的な調整協議を行っている最中であり、その結論を踏まえて具体的な対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 高橋到君。

5番 それでは、調査をとにかく待つと、それまでは何も手のつけようがないということでしょうか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 結論から言いまして、早く修繕等をしたいわけなのですが、方向性が定まらないうちには農業振興課所管のゆう星館だけを直すというようなことはできないものというふうに考えておりますので、やはり先ほど申し上げた全体的な調整協議を行って、結論を、その方向

性を出していきたいというふうに考えてございます。

委員長 高橋到君。

5番 そういうことであれば、質問される前に町民に広くそういうことを知らせるべきではないかなと思いますけれども、どうですか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 おっしゃるとおりで、もう少し早目にといいですか、住民のほうにもお話、説明、懇談会等をすればよかったなというふうに思っておりますが、そういう方向性が決まったのが最近でございますので、これから住民に対しての説明会あるいは意見交換会というような形で開いてまいりたいと、ゆう星館についてはそういうふうに思っております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私から2つ質問したいと思います。

先ほどもリンドウの話があったのですがけれども、花卉の産地づくり推進事業という中で共同選花場の検討がされているようではございますけれども、先ほどから話があるようにリンドウは市場からの要望はあるでしょうけれども、農家の高齢化とか人手不足でなかなかそれに追いついていけないような状況があります。その中で出てきている共同選花場の検討、数年前からあるようではございますけれども、昨年どの程度検討されたかということ。

大豆、ソバの乾燥施設については事業終了ということのようにありますけれども、特にソバについては作付面積が拡大しているようです。それに対しての乾燥施設、ここではつくらないというような、自前の乾燥施設を建設しないということのようではございますけれども、それに対応してこの面積ふえていく中でどのような方法で大豆、ソバの乾燥調製を行うのかについてお伺いいたします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 花卉の選花場検討会について何回

ということは、これから調べさせていただきます。資料を今お持ちしていないので、ちょっと時間をください……回数はいいですか。花卉の選花場については、回数はあれなのですが、29年、30年、2カ年検討してございます。まだ方向性が定まらないということで、31年度も検討することとしております、令和元年度もです。結論はまだ出ていない状況なのですが、方向性が見えてきたということで、それに向けて今具体的に検討しているというところまで来ております。いわゆる集落営農組合とかが中心となって、選別機といいますか、選花場をやってみてはどうかかなというところで今話が進んでいるところでございます。

ソバ、大豆の乾燥調製施設につきましては、6次産業推進監のほうからお答えさせていただきます。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、2つ目の大豆、ソバの乾燥施設の建設の検討の状況ということでお答えをしたいと思います。

平成29年、それから30年度と2カ年にわたって各関係機関と検討をしてみました。結論は、委員さんおっしゃるとおり転作の交付金の関係ですとかそういったものが安定しない中で、自前の施設を建設するのは難しいであろうという、結論ではないのですがけれども、方向性でほぼ一致はされているということでございます。

それで、現在大豆ですとかソバの乾燥調製作業というのは北上市の業者のほうに委託して行っているわけなのですけれども、そちらのほうの業者さんの乾燥調製施設のいわゆるリニューアルといいますか、更新の計画が持ち上がっておりまして、それで細部、結論をきちんと決め切れていない部分があるということでございます。ただ、これから大豆ですとかソバのふえる見込みということを考えているわけなのですけれども、これが倍増するですとか劇的にふえるわけではなくて、ふえるとしてもそんなに大き

な割合ではなく、今の面積の大体2割くらいが精いっぱいなのかなというふうに考えていますけれども、そういうことであれば、やはりそちらの業者さんに委託をお願いするほうが得策だろうというふうに考えております。

ただ、委託に当たってはということなのですが、時間を勝手に持ち込んだりですか、そういうことではなくて、きちんと持ち込みのルール、それを調整した上で効率よく作業をしていただくと、そういった配慮のもとに業者さんのほうに委託したほうが得策であろうということで、方向性がまとまっているということでございます。

いずれにしても北上市の乾燥調製の業者さんの設備のリニューアルの状況、これを踏まえてまた話し合いをして詰めていく必要があるというふうな状況でございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 共同選花場については、私特に回数を聞いたわけでもないのですけれども、でも内容というか、回数も把握できていないというのは、どこまで内容を把握できているのかなというように思いになってしまいますので、リンドウは今回書かれているように町の農業の主産となる産業ですので、なかなか人数がふえていないというのは現実ですけれども、それでも農家にとっての手取りという面では、かなり大きな産業です。これからはこの共同選花というのはどうしても必要になってくると思いますので、具体的な方策を今後とも進めてほしいと思いますし、大豆、ソバについてはちょっと傾向を見ていると大豆よりもソバのほうがふえてきているのではないかなというように気がします。乾燥施設は、何か聞くところによると、同じような乾燥施設ですと、最近ソバのアレルギーとかという問題で、2つつくるようなことは非常に問題だというようなことなので、そういう乾燥施設をつくれないうのであれば、北上との調整

もあるでしょうけれども、これソバとかこういう産業は乾燥施設のみならず、その前の播種から刈り取りとかという部分もあるでしょうから、最後の乾燥施設もそうですけれども、その前の刈り取り、運搬の体制とか、その部分も含めた中での乾燥施設ということなのでしょうか、そこをもう一度お聞きいたします。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、質問のほうにお答えしたいと思います。

当然なのですけれども、施設のみの整備ということではなくて、今申し上げたとおりですけれども、北上市の業者のほうに委託をするということですので、やはり刈り取り、運搬ですか、この仕組みというのもきちんと整える必要があるということでございます。刈り取りのタイミングですとか持ち込みの時間というものがありますので、それらをきちんと調整すると。今大豆そば生産出荷組合という任意の団体で調製作業を行っておりますけれども、こういったことをしっかり行っていく必要があると。単に施設整備のみではないということを申し上げたいと思います。

委員長 早川久衛君。

9番 私から質問というよりも、農業政策について、何で西和賀は農業を目指すのかという、その目指す方向が全く徹底していないのだけれども、例えば先ほどリンドウの話が結構ありました。今1戸当たりの所得はリンドウが一番多いと思いますけれども、そういう中で理由は労働力不足とか高齢化だと、その対策はどうだということまで、これはリンドウだけでなく、農業政策全般にわたってそこがどうも考えられないということです。そこをもっと慎重に、真剣に議論をして、イチゴやってみたり、ソバやってみたり、リンドウやってみたり、ユリやってみたり、それではどうも農家ももちろん惑わされるわけですし、もう少しきちっと、やっぱりリンドウが一番売り上げが多いわけですから、

それに特化したら、高齢化なり労働力不足を解消するにはどうしたらいいかということまで、どうもその政策自体が、例えばこれはリンドウだけではなくて、和牛でも乳牛、酪農でも何でも考えられることだと私は思いますけれども、その辺の所見を町長さんからひとつ聞かせてもらいます。

委員長 町長。

町長 ただいま委員さんのご発言にありましたように、これまでの歴史の中でいろいろな取り組みがあったなというふうに思います。それは、その時々働ける人たちの年齢構成等によっても影響はあったと思いますし、国の農業政策、土地利用の政策等についても、それに対応していく形の中で、西和賀でそれぞれの農家が何をやっていくかという選択もあったのだろうというふうに思っているところでございます。

町としてこれ一本でいくというような大きな大上段に構えた農業政策はしてこなかったと思いますけれども、どちらかといいますと国の農業政策の制度を活用しながら西和賀の状況を利用して追随していくというものが大きかったと思いますし、その中でも西和賀の環境を活用した花卉の振興というものがあったというふうに思いますし、それは間違いではないし、非常に画期的なことだったと思います。

ただ、その労働力が不足している中で、ごく一部自主的に外国人労働者等の手配もしながらその生産を確保しているという努力されている方もありますので、これを支援する形で、今後いろいろな状況を支援する形の中でいかなければならないというふうに思っているところでございます。

何を主たる産業として農業を位置づけていくかというのは、やはりそれぞれの農家と、あるいは団体と共同で協議して確立していかなければいけないと思いますし、それぞれの個々の農家の考え方の違いというものもあると思いますので、そこら辺を踏まえた形の中で、今後きち

っと整理と意欲を持てるような方向づけをしていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

今後まだ時間はかかると思いますけれども、可能な限り行政と各地区の農業者との話し合いに持ち込んで、方向性を見出していきたいと思っています。

委員長 早川久衛君。

9番 今は西和賀の農家の方々が危機的な状況にあるわけですから、特にも米のほうはもう半分ぐらいまで耕作面積が減っていると思いますので、これはやっぱり行政としても、農協さんも全ての組織でこぞって西和賀の農業をどうしたら立て直せるかということまで議論して、方向性を出していただければ大変助かります。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私のほうから、まず西わらびの件でございいます。

この資料を見ますと30年度で約50ヘクタールの作付が出ていますけれども、町としては今後どのくらいこれがまた面積的に拡大するのか、予想とか記載しておるのがあれば。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 おっしゃるとおり、ワラビの作付面積は平成30年度で50.9ヘクタール、平成24年からの数字であります。20ヘクタール以上ふえてきておるとい状況になってきております。

どれくらいまでふやすのかということの質問ですが、今現在約50ヘクタールで、更新といいますか、今あるワラビ圃場が古くなったということもありまして、新規に作付する人と、あとは古くなった圃場を更新するというようなことの方を考慮しております。将来的に幾らにするのかということとはちょっとまだ数字的には申し上げられませんが、50ヘクタールを維持していければ優良系統といった苗が更新しておりますので、そういった更新で50ヘクタール以上を維持していきたいと、更新をしながら現状の面積

を維持していきたいなというふうに考えております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私この面積にちょっとこだわったのは、今後この西わらびが人口減少と、それから農家の減少も当然見込まれる中で、ワラビの栽培も適地であるし、また大変評判もよいので、西わらびが各地どこへ行っても話題になるわけですが、その中でこれ参考までなのですから、今後町としてどう取り組むのかなというのを感じたのですが、私も今認定協の地元の会長というのを含めて、県のほうにも出ていろいろ意見を申し述べているところなのですから、実は昨年の暮れ、東北農政局のほうに意見交換でお伺いしたとき、私のほうからは申し上げなかったのですが、西わらびの評判というか、話題が局長自身から出まして、それで実は西和賀さんでこれをブランドとして、それで地域の特産として国の支援に要望したらどうだと、これ当然ある程度これからの西和賀の将来の特産としてあれば、やはり十分に検討してもいい産物だということをお伺いしたものですから、それで私は冗談でもないけれども、課長には話したことありましたけれども、せっかく西わらびが今まで町長も大分営業を兼ねて取り組んでいるし、また食べてもすごくおいしいということで評判を呼んでいますので、その辺が可能であれば、今後栽培する上で、農家を支援していく上でも決して悪い話ではないのかなと思ったので、その辺を。私は今初めてこの機会で話したわけだけれども、町としてはどのように考えるのか、考えがあるとすればお聞きしたいです。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、お答えいたします。

既に平成21年の12月なのですからけれども、商標登録、西わらびという名前とロゴを登録しております。

それで、さらにということなのですからけれども、ブランドのイメージを高めるということで、令

和元年度ということになってしまうわけなのですけれども、G Iと、いわゆる地理的表示制度と、それからあとこの西わらびの品種登録を進めようということで、今取り組みを進めているということでございます。

G I、地理的表示制度なのですからけれども、国がブランドを直接保護をしてくれると、違反事例に関しては取り締まりもしてくれるということもありますし、あとは品種登録に関しては、これ普及サブセンターのほうで進めているわけですからけれども、米に品種があるようにワラビでも品種と、これ新たな取り組みなので、全国的にもない事例かと思うのですけれども、そういった取り組みを通じてブランドのイメージを高めていこうということで考えているということでございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私が今申し上げた地域特産というか、特例の支援というか、そういうのにいずれ要望してみるような考えというのは考えられるのかどうかというのは、ちょっとその辺。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 具体的にですけれども、特に例えば知事要望ですとか国への大臣要望といったことではなくて、先ほど申し上げたように具体的に地理的表示ですとか品種登録ですとか、そういったことを通じてきちんと形にしていくということで考えてございます。よろしいでしょうか。

委員長 北村嗣雄君。

2番 それでは、次に中山間事業の件で触れてみたいのですが、きのう、おとといですか、この中山間事業についてのいろいろ質疑なり話が出たのですが、今西和賀では9,500万余りの支援金というか、補助金をいただいているわけですからけれども、その中で西和賀の場合は中山間の未対象というのがこの間300ヘクタールぐらいあるということですからけれども、その中で未成立というか、不作地の転作が235ヘクタールです

か、このぐらいあるわけですがけれども、これについて今年度から新規の中山間事業が始まっているわけですが、いずれ30年度は、これは決算ですからあれですが、ただ今後町としてどうなのかなというのを私は思うので、もちろん今年度ももう入っているわけですから、元年の令和2年になるわけでしょうけれども、県のほうへ未対象地のこの解消というか、再認定をしていただく要望というのは、農林水産部のほうに直接要望を出すというか、この間のお話ではいろんな各種事業をまとめて、今までは要望書を出したと、出していますということだったので、実はこの件についても去年、おとし県のほうのあれで話題になったのですけれども、国のほうとしては今回の新規の中山間事業の取り組みに当たって、ある程度緩和というか、どうしても中山間事業が必要なのだというか、やっぱり多少そういう落差とかではなくして、地域との今後の将来に向けた取り組み上で必要な地域については、やはり緩和措置をとるといえるものが出てくるということも県のほうからお聞きしたので、それで実はそのときに私も直接地元のことを話したのですが、西和賀の。そうしたら、面積的にきちんとしたあれが出れば、できるできないは別としても検討しますということだったのです。

それで、今までの過去のことはしようがないにしても、いずれ次年度、2年度に向けてそうした要望なり出してみたいとはいかなものかと。どうしても難しいものであれば、それは仮に仕方がないなというようにも理解しなければならぬわけですが、でも各県には大体何%ぐらいかという国からのそうした数値は出ているということだけはお聞きしてきたので、今ちょうど9月ですから、次年度に向けてそうしたひとつ要望取り組みというのを考えてもいいのかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、私のほうからお答え

をします。

一般質問のほうでも中山間直払事業に関しては質問があったところで、その答えと重複するところがありますけれども、お答えをしたいと思います。

課長も答弁をしたとおりでございますけれども、現在中山間直払事業の対象区域となっていない面積が約316ヘクタール町内にはあります。これは、農用地の傾斜角が基準を満たさないということでもって、316ヘクタールが対象から外されているということでございます。

それで、ちょっと専門的な話であるのですが、要項、要領、決まりのほうでいくと条件不利の地域、8つの法律があるということだそうです。例えば山村振興地域の法律に基づく区域ですとか、あるいは過疎対策に基づく、ほかにも沖縄関係ですとか奄美関係ですとか、そういった条件不利を規定した8法と呼ばれるものを対象区域に関しては中山間の対象になると、大きくですね。そして、さらにその中でも農用地の傾斜角が規定があれば対象になるというような仕組みになってございます。

西和賀の場合は、その条件不利地に該当する、過疎ですとか産振ですとか、そういったものにも該当しておりますので、その中で考えるということになるのですけれども、特認要件というものがありまして、都道府県知事が認めれば、その8法域の中であれば認めることができるということがあるのですけれども、であればどういった内容になっているかということですが、傾斜があるところと同様に、いわゆる農業生産で、コストで不利があると、それからあとは耕作放棄地率が著しく高いですと、傾斜角はないけれども、不利があったり耕作放棄地率が高いと、そういったことが客観的に証明ができれば、都道府県が認めれば傾斜角がある農用地と同様に認めることができるという仕組みになっているということでございます。

この件は岩手県のほうにも問い合わせをして

いるのですけれども、平場地帯ですね、認められている316ヘクタールに関してはそういった部分での立証がなかなかこれは難しいのではないかと。できないということではないのですけれども、難しいのではないかというふうな見解を持たれております。

改めてなのですけれども、中山間直払事業の制度の目的というものを確認すると、これは農業生産のいわゆる条件の不利、これを補正するというのが目的ですので、逆に傾斜がない平場であればそういった部分の立証は難しいというふうに考えられます。これはあくまでも私の見解ではなくて、制度をきちんと理解して考えればそういった結論になるということでございます。

町長もこの件に関して答弁を申しましたけれども、制度的な根本的な部分での改正と申しますか、そういったことをしなければなかなか認めがたい部分があるかと思っておりますので、当然ながら先ほども高齢化ですとか農業労働力の減少といったこともありますけれども、そういった時代の変化も踏まえて制度的な見直しと、こういったものも機会を捉えてやっていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 昨年あたりにこれに対しての要望というのは出していますか。実は去年の9月ごろかな、県との協議会の意見交換がありまして、そのとき直接課長とも話したら、私は西和賀のほうから多分面積とか出ているかもしれないということで確認しますという話になったので、それで2回ほどお会いしたときに、ちょっと確認とれないのだよなど、その話もらったものですから、それで要望は出しているけれども、どこまで確認というか、詳しい要望を出しているのかなと、まず1つね。

特に特別に西和賀をどうしてくれとかというよりも、私は県のあれであったから話したので、

うちの協議会の県のほうのあれとしては、今までの中山間地域の規定とか、それは当然私も理解していますが、ただそれでは今集積して、個人であれ法人であれ、あるいは組合であれ、これから経営する上で未対象がそこにあるためになかなか共同した取り組みができないというのがすごく支障を来しているというのが大きな課題として要望したところで、それについても実は私全国のそこでの中山間事業のお話を伺ったときに、やはり各県内においては県においての緩和措置は検討していますので、それぞれの地域で事情をよくあれした上で要望したらどうですかという話を伺ってきたものですから、それですまずその辺、うちの町として、特に西和賀の場合はこうした僻地だというか、落差が大きいというあれがあるので、その辺を今後再度要望してみる考えはあるのかなのか、ひとつ。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えします。

県の知事要望ということでありますけれども、これは30年度と令和元年度の2回要望していると、これは答弁で課長申し上げたとおりでございます。

それで、制度の維持堅持ということをして令和元年度は申し上げました。維持堅持と、それから予算の確保ということで申し上げました。というのは、ことしで中山間直払制度第4期が終了して、そして来年度から第5期対策に入るということで、制度の見直しをしているということも踏まえて、少しトーンを抑えた形で要望をしたということでございます。

それで、もう既にホームページ等でも来年度の日本型直払制度、いわゆる中山間多面、環境直払も含めてですけれども、これらの概算の内容が出ております。その中ということなのですけれども、制度の骨格は維持しながらも、例えば集落の広域での取り組みですね、隣集落でなかなか人がいなくて活動ができないと、そういったところも含めて活動しますということで

すとか、あるいは新たな農産物ですね、そういったものに取り組むといったことに対して加算措置が設けられていると。そういうことで各種の加算措置というのが非常に設けられていて、今の農村の現状に配慮された形になっているなというふうに私は感じますけれども、そういったものも最大限活用しながら、活動資金を得た形で取り組んでいったらどうかと、そういったことも担当課としてもしっかり配慮してやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 さっき私間違ったのですけれども、来年度から5期目に入るわけですが、いずれ特別なあれではなくても、だめでもともとと考えた場合、一応そうした取り組みもあってもいいのではないかなと、まず提案しておきますが。

次に、畜産のほうにちょっと2件ほどお聞きしたいのですが、長原牧場の件ですけれども、30年度において、これも当然経過して過去の件ですが、ことしはもう31年に入っているわけですから、実際長原牧場を利用している方は12頭の農家であって、30年度は39頭の利用であるわけですが、長原牧場を維持する上で五百何万余りの維持資金が出されているわけですけれども、これを当局として、所管の担当としてどう捉えて、今後どういうふうに対応を考えているのか、もし聞かせて。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 数字的なことは、今委員さんがおっしゃったとおりでございます。それに対する委託料が546万3,000円というようなことで昨年度はかかってございます。

今後どういうふうな方向で考えているかというような質問かと思っております。長原牧場は昭和38年、五十何年間経過しておりますが、これは兼業農家が昔はほとんどであったため、長原牧場へ夏の間放牧して、畜産に係る作業の負担軽減を図るというような目的で設置されたも

のでございます。最近ではまた牛白血病とかということに対しても敏感になってきておまして、陽性、陰性の牛を分けるという作業もしてございます。

実際問題、戸数、頭数が減少している中で、今後どうやっていくかということについては、今預けている畜主さんとこれから、今まだ開牧している最中で、10月下旬には下牧させる予定です。下牧、閉牧の検討会、そういった中で、この間も中間検討会というのがありましたが、その中でこれからの牛を預けていくかどうかという聞き取りをしながら、今後の長原牧場のあり方について検討していきたいなというふうに考えております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私も畜産農家の一人ですから、牛を持つ者としてはこういう場があれば、農閑期とか、あるいは牛の種類によって放牧可能な牛は預ければ経費、労力的にも当然その分が楽になるわけですけれども、ただ私もこうして町の財政なり、あるいは今後のことを真剣に考えた場合、39頭というのは今後増頭すると見込まれるのかどうか、まずこれが1つ。

それから、やはり今実際に1頭に対してどれだけの町として牧場を維持する上で負担になっているのか。やっぱりこういうのは完全に廃止するとかではなくて、早急に民間移行なり、あるいはいろんな施策を検討して、それだけでなくというよりも放牧は運営されるような形で、私一般質問でも申し上げましたけれども、移行するまでの間、ある程度の移行を受ける方へのケアは必要ですけれども、こういうのはずばずばとけじめをつけていかないと、年々町の情勢も厳しくなるので、この辺というのは今後求められると思うのですけれども、基本的に町長はどのように考えているのか、あるいは所管でもいいです。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 委員さんおっしゃるとおりで、財

政と牛の頭数が合わないといえますか、1頭当たりに対する経費がかさんでいるのではないかなというご質問だと思います。けじめをつけていかなければならないのではないかなということで、おっしゃるとおりで考えているところでございます。

先ほど長原牧場の放牧のことだけをお話ししました。それ以外に乾燥牧草の生産等も行ってございます。32ヘクタール余りの長原牧場で、今有効に活用されていないという部分がございます。あいている放牧されていない牧草地を牧草用として一番、二番草あるいは三番草を刈り取り、収穫して、畜産農家に乾燥牧草としてロールにして販売するというも行っております。町内に牛がいる限りは、やはり労働力不足、そういった面からして草の供給、牧草の供給をしてほしいという要望もありますので、そういった面も踏まえながら長原牧場を今後どうするかということをトータル的に勘案しながら検討していきたいなと思っております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 わかりました。よく検討して、お互いにいい方向へと持っていければいいのかなと思いますので。

あともう一件ですが、決算書の107ページの一番上のところに畜産等の廃棄物処理事業補助金2,000万、多分これ負担金だと思うのですが、この事業に対して西和賀ではこの施設を利用した頭数というのは大体何頭ぐらいかわかりますか。

この事業なのですけれども、例えば病死あるいは事故死された場合の処理施設の利用するに当たっての組合というか、そういう多分負担金ではないかなと思うのですけれども、違いますか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 質問内容をちょっと確認させていただきたいのですが、決算附属資料で申し上げますと79ページの下段にあります株式会社山の

幸王国運営事業というような事業名で載っている2,000万円のこのご質問というふうに受けとめました。決算書のタイトルと今申し上げた附属資料の79ページのタイトルが違うのですが、内容的には2,000万円ということで同じ内容となっております。これは、山の幸王国の運営事業に対して町が負担、補助しているものでございます。まず、書いているとおり家畜の排せつ物の適正な処理を行うことと、堆肥の土壌改良資材、肥料としての有効活用を図ることを目的として事業を実施している山の幸王国に運営費に対して助成を行うというものでございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 わかりました。ちょっと私の勘違いになっております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 6次産業についてお聞きいたします。

附属資料の82ページの乾杯条例、これの成果というもの、それから事業終了ということでしたけれども、そのあたりのお話と、あとその下にありますエゴマのほうですね、これ事業決算額ゼロ円なのでしょうけれども、この中身と、それから成果ですね、その辺をお伺いします。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 では、お答えをいたします。

まず最初に、乾杯条例の推進事業ということなのですけれども、概要については決算附属資料のほうにも書いてございますけれども、行政区を対象とした事業でございます。行政区のイベントですとか集会、その場において乾杯の際にということで、これずっと使ってくださいということではなくて、乾杯の際に町内の飲料を使っていた場合にその経費の半分を助成しますよというのが中身でございます。一部勘違いをされて、ずっと町内の飲料を使って飲み会をしないとだめですと捉えている向きもいるのですけれども、あくまでも乾杯の際に使っていただければということで呼びかけたものとい

うことになってございます。

14行政区で10万円余りが実績として計上されているわけなのですけれども、もう少し利用があるのかなというふうに考えたのですけれども、余り芳しくなかったわけなのですけれども、それでも一定程度町内の飲み物を使って乾杯をするということは伝わったのかなというふうに思っております。

それから、PRのポスターというものをつくりました。公民館ですとか飲食店を含めて14カ所に張っております。皆さんもごらんになったことがありますか。比較的明るめの目につくポスターなのですけれども、そういったものも実は掲示をさせていただいております。

30年度で一旦行政区を対象とした事業というものは終わったわけなのですけれども、今後どうするかということも興味があるかと思っておりますので、若干このお話を申し上げますと、今産業間の連携組織ということで、さらに町内の農産物加工品を町内で消費流通させる取り組みをこれからまさに進めていこうと考えているわけなのですけれども、町内の飲料というのも当然その対象になってくるというふうに考えてございます。単に行政区だけではなくて、さらに飲食店ですとか皆さんに広めるためにどうしたらいいのかということもその場で考えていきたいということで、これは継続して取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

それから、2つ目のエゴマの関係なのですけれども、当初これは委託料として若干経費を計上させていただきました。その目的が何かということなのですけれども、今転作作物としてソバですとか大豆というものが非常に面積が拡大したわけなのですけれども、それに続く転作作物としてエゴマが可能かどうか、実はこれかなり前にエゴマが相当栽培されていたという話があったので、であれば可能性というのはどうかということを探るためにお金を置きました。そのお金は何に使用しようと考えていたかといいま

すと、実は機械刈りです。汎用コンバインで刈るための委託料というものを想定したのですけれども、いろんな業者を当たったのですけれども、においがついたりですとか、油が機械につくと非常に厄介だといった話があって、なかなか取り合ってもらえなくて、機械刈りはちょっと断念するという形になってしまいました。それを受けて、町内の生活研究グループですとか高校生の方々に料理コンテストをやったらどうかということも考えたのですけれども、なかなかできなくて、結局予算を使えないで終わってしまったというふうなのが、まずこの決算のゼロ円の理由です。

ただ、実はエゴマの栽培に関しては大野地区の圃場を一部借りて、さらに苗のほうも太田地区の有志の方から提供を受けて、農業振興課で実際に栽培をしてみました、手植えで、さらに手刈りで栽培をしたのですけれども、結構とれまして、大体5畝の面積で実施をしたのですけれども、大体四十五、六キロぐらいとれました。1反歩に換算すれば90キロということだったのですけれども、機械刈りの場合、これができなかったのをどうしたかといいますと、宮城県の色麻町というところがエゴマの先進地でありまして、ここでいわゆる汎用コンバインによる収穫を行っている。さらに、エゴマを使ったまちづくりということで、高額な搾り機を買ったりですとか、そういったこともあったので、担当と2人で話を聞きに行ったのですけれども、実際汎用コンバインで刈るときに油がついたりにおいがついたりどうかというふうなことも質問したのですけれども、特段そういった問題はない。いわゆる大豆ですとかソバを刈っている汎用コンバインは若干キットをかえたりというのはあるのですけれども、それで刈れますよという話がありましたし、あと収量的には40キロ弱ということで、やっぱりこぼれる分があって厳しそうだったのですけれども、可能性はあるなというふうに思いました。

もう一つ、さらに話を調べるとエゴマには難しい点があって、ソバですとか米のように収穫時期が長ければいいのですけれども、結構1週間ですとか10日ですとか、その短い間で全てだめになってしまうということで、面積をうんと拡大した形で取り組むのは難しいなというふうなことがわかりました。ただ、できないわけではなくて、ある程度の面積であれば機械刈りによってやれる可能性はあるということはわかりましたので、それも踏まえて取り組むところ、希望があればこれは進めていきたいなということを考えてございます。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

1番 乾杯条例は、ポスター22万6,800円使ったようですけれども、まず浸透したということで、あとは補助はやらないということでいいですかね。

それから、このゼロ円というのは、課長と職員と2人行ったから何もお金かからなかったというのは、これはこれ以上つきませんけれども、全体的に6次産業についてお伺いしますけれども、先ほどもありましたけれども、193ページ、農業振興課の西和賀町の6次産業という、これまでの経過を見るとワラビだったり一本漬けだっています。ただ、私が考える6次産業というのはもう少し1次産業と2次産業と3次産業、これが盛り上がって、地域が盛り上がって、西和賀町もいい形で伸びるとというのが本来の6次産業、西和賀町が目指しているものではないかなと思うのですけれども、そのあたり推進監、わざわざ6次産業の推進監立てたので、その辺の計画というか経過、それからあとは目指すところはどこなのかというのを単刀直入にお願いいたします。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えをいたします。ちょっと私見も入るかもしれませんが、お答えをしてみたいと思います。

6次産業、ぽつぽつとワラビですとか大根の一本漬けですとか、話題になっている部分はあるわけなのですけれども、やはり私自身も1次産業、2次産業の盛り上がりがあって初めて6次産業というものが生きてくるというふうに思っております。理想はそのとおりなのですけれども、現実と理想のギャップが大き過ぎて、私自身もどうしたらいいかという部分はあるのですけれども、それにしても地道にこれ取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っております。

ちょっと産業間連携の話、さっきもしましたけれども、1次から3次までの盛り上がりというのは、この産業間の連携ですとか意見の調整ですとか、そういうところがあって気持ちが一つになって盛り上がるということが大事ではないかなと思っておりますので、ことし特にも産業間連携、しっかりやった上で、この盛り上がりができる基本をつくりたいなというふうに思っております。

いずれにしても、やはり産業間全体の協力があって、意識の統一があって初めて6次産業ということの成果があらわれてくるのではないかなと思いますので、これを意識して取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

1番 西和賀町の6次産業というのは、1次産業、2次産業、3次産業、全体が盛り上がることで西和賀町全体を盛り上げるということの推進監の話でありましたけれども、それをどういう形で進めていくかということはかなり、やるのは全体ですけれども、引っ張るのはやっぱり推進監ですので、その辺はちょっと肝に銘じて進めていきたいと思っておりますけれども、目的とするところは6次産業全体ということでよろしいですか。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 6次産業全体ということでよろ

しいです。それで、さらに具体的に言えばということなのですけれども、ただ盛り上がるだけではなくて、やはりその盛り上がるためには皆さんがやっていて、当然お金の面もあるかもしれません。収入が上がったですとか利益が上がったということもあるかもしれませんけれども、地域づくりとも関係するかもしれませんけれども、非常に地域に対して誇りになる資源ですとか、そういった宝というものに対して誇りを持てると、そういったことも含めての盛り上がりというものを狙ってやっていきたいということでございます。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで農業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで農業振興課への質疑をひとまず終了し、本日の日程を終了いたします。

明日14日から16日までは休会とし、17日は午前9時30分より学務課から順に審査を行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時53分 散 会